

令和 4 年度 事務事業評価シート

事務事業の概要・計画 (PLAN)

事務事業名	自殺対策事業	会計名称	一般会計		担当課	健康増進課	
		予算科目	4 款 1 項 2 目	事業番号	1991	所属長名	栗田計誠
事業評価の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 評価対象事業 <input type="checkbox"/> 評価対象外事業 (事業の概要・結果のみ)				担当責任者名	田窪幸司	
法令根拠等	自殺対策基本法13条第2項				実施期間	【開始】	令和/平成 30 年度
総合計画での位置付け	健康福祉都市の創造 生涯にわたる健康づくり					【終了】	令和 年度(予定) ■ 設定なし
総合計画における本事業の役割	総合計画における健康福祉都市の創造に向けて、全ての市民が生涯にわたる健康づくりに取り組むことで、健康寿命の延伸を図ることができるよう事業を実施することとする。				事業の対象	市民及び庁内全課、関係団体、関係者	
事業の目的	自殺対策基本法が平成28年に一部改正され、同法第13条第2項の規定に基づき、「伊予市自殺対策計画」を平成30年度中に策定し、全庁横断的体制のもと、関係機関や団体と連携を図り、「誰も自殺に追い込まれることのない伊予市の実現」を目指す。				昨年度の課題	長期化するコロナ禍による自殺者の増加が懸念されることから、感染対策に留意のうえ、自殺対策の重要性や関係機関の取組等についての周知啓発に引き続き努めること。	
事業の内容(整備内容)	「誰も自殺に追い込まれることのない伊予市の実現」を目指すために、市民に自殺対策への関心を持ってもらい、行動に移すことができるよう計画の周知に努める。また、2019年度以降は「伊予市自殺対策計画推進委員会」と「伊予市自殺対策推進協議会」を設置し、各分野での課題の協議、本計画の進捗状況の検証、評価を行い、自殺対策を総合的に推進していく。				昨年度の課題に対する具体的な改善策	ゲートキーパー養成講座を実施し、自殺対策の強化に努めた。	

事業活動の内容・成果 (DO)

事業費及び財源内訳 (千円)							事業活動の実績 (活動指標)						
項目	前年度決算	当初予算額	補正予算額	継続費その他	翌年度繰越	決算額	項目	単位	前年度実績	4年度予定	9月末の実績	4年度実績	
直接事業費	269	378	0	0	0	338	ゲートキーパー養成講座受講者数	人	23	200	132	292	
財源内訳													
国庫支出金	0	0	0	0	0	0							
県支出金	126	171	0	0	0	172							
地方債	0	0	0	0	0	0							
その他	0	0	0	0	0	0							
一般財源	143	207	0	0	0	166							
職員の人工(にんく)数	0	0.9				0							
1人工当たりの人件費単価	7,841	7,794				7,794							
※ 直接事業費+人件費	269	7,393				338							
主な実施主体	直接実施		実施形態(補助金・指定管理料・委託料等の記載欄)										
向こう5年間の直接事業費の推移(千円)						5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	5年間の合計		
						810	4,000	300	300	300	5,710		
成果指標	指標	自殺対策としてゲートキーパー養成講座を実施し、相談窓口を増やすことにより自殺の要因を減らすことにつながる。				単位	区分年度	前年度	4年度	5年度	目標 毎年度		
	指標設定の考え方	市役所内や一般向けにゲートキーパー養成講座を実施する。				回	目標						
	指標で表せない効果	悩みを発信しない人に気付くことが難しいが、個々が発するサインを見逃さないようj気付く力を身につける。					実績						

事務事業評価 (CHECK)

新たな課題や当初の改善策に対する対応状況 (今年度の途中経過)		自殺対策計画に基づき、中長期に継続していく必要がある。									
事務事業評価	自己判定 (担当責任者)	妥当性	目的の妥当性	5 4 3 2 1 この事業では施策の目的を果たすことができない。 概ね、施策の目的に沿った事業である。	4	合計点が 14~15 : S 10~13 : A 8~9 : B 5~7 : C 3~4 : D	A	事業成果・工夫した点 事業の苦勞した点・課題	計画の終了年次を見据え、コロナ禍でも研修実績を重ねる必要があり、実施に苦慮しつつ事業が進められた。		
			社会情勢等への対応	5 4 3 2 1 この事業では施策の目的を果たすことができない。 社会情勢等のニーズに合致する。又は、行政管理上必要な事業である。 社会情勢に概ね適合する。又は、行政管理上、概ね妥当である。	3						
			市の関与の妥当性	5 4 3 2 1 社会情勢又は行政管理事務に対応しておらず、見直しが必要である。 市が積極的に関与・実施すべき事業である。	3						
		有効性	事業の効果	5 4 3 2 1 市は関与しないで、民間や市民団体に委ねるべきである。 市民生活の課題、又は行政内部の課題解決に大いに貢献している。 市民生活や行政内部の課題解決に向けて対応できている。	3	合計点が 14~15 : S 10~13 : A 8~9 : B 5~7 : C 3~4 : D	B				
			成果向上の可能性	5 4 3 2 1 市民生活や行政内部の課題解決になっていない。 既に相応の成果を得ているが、まだまだ成果向上の余地がある。 今後、成果の向上が期待でき、事業継続の必要がある。	3						
			施策への貢献度	5 4 3 2 1 目的は十分達成されており、事業継続の必要性は低い。 施策推進への貢献は多大である。	3						
	効率性	手段の最適性	5 4 3 2 1 施策推進につながらない。 現状では最善の手段であり、他の方策を検討する必要はない。 最適な手段であるが、更に民活、他事業との統合・連携等の検討の余地がある。	3	合計点が 14~15 : S 10~13 : A 8~9 : B 5~7 : C 3~4 : D	B					
		コスト効率	5 4 3 2 1 活動指標の実績も上がらず、効率的な手段の見直しが必要である。 投入コスト以上の成果を得ており、コスト削減の余地は見当たらない。 コスト削減に向けた取り組みを実施し、それに見合う成果を得ている。	3							
		市民 (受益者) 負担の適正	5 4 3 2 1 満足する成果にも達せず、まだまだ事業費・人件費の削減余地がある。 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民の負担は適正と認める。 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の検討の余地がある。	3							
	一次判定 (所属長)	妥当性	目的の妥当性	5 4 3 2 1 施策の目的を果たすために必要不可欠な事業である。 概ね、施策の目的に沿った事業である。	4	合計点が 14~15 : S 10~13 : A 8~9 : B 5~7 : C 3~4 : D	A		事業の方向性	■ 事業継続と判断する。 <input type="checkbox"/> 事業縮小と判断する <input type="checkbox"/> 事業廃止と判断する (判断の理由) 自殺対策計画は、自殺対策基本法に基づき策定が義務付けられており、目標数値の達成に向けて事業を継続していく必要がある。	
			社会情勢等への対応	5 4 3 2 1 この事業では施策の目的を果たすことができない。 社会情勢等のニーズに合致する。又は、行政管理上必要な事業である。 社会情勢に概ね適合する。又は、行政管理上、概ね妥当である。	3						
			市の関与の妥当性	5 4 3 2 1 社会情勢又は行政管理事務に対応しておらず、見直しが必要である。 市が積極的に関与・実施すべき事業である。	3						
有効性		事業の効果	5 4 3 2 1 市は関与しないで、民間や市民団体に委ねるべきである。 市民生活の課題、又は行政内部の課題解決に大いに貢献している。 市民生活や行政内部の課題解決に向けて対応できている。	3	合計点が 14~15 : S 10~13 : A 8~9 : B 5~7 : C 3~4 : D	B					
		成果向上の可能性	5 4 3 2 1 市民生活や行政内部の課題解決になっていない。 既に相応の成果を得ているが、まだまだ成果向上の余地がある。 今後、成果の向上が期待でき、事業継続の必要がある。	3							
		施策への貢献度	5 4 3 2 1 目的は十分達成されており、事業継続の必要性は低い。 施策推進への貢献は多大である。	3							
効率性	手段の最適性	5 4 3 2 1 施策推進につながらない。 現状では最善の手段であり、他の方策を検討する必要はない。 最適な手段であるが、更に民活、他事業との統合・連携等の検討の余地がある。	3	合計点が 14~15 : S 10~13 : A 8~9 : B 5~7 : C 3~4 : D	B						
	コスト効率	5 4 3 2 1 活動指標の実績も上がらず、効率的な手段の見直しが必要である。 投入コスト以上の成果を得ており、コスト削減の余地は見当たらない。 コスト削減に向けた取り組みを実施し、それに見合う成果を得ている。	3								
	市民 (受益者) 負担の適正	5 4 3 2 1 満足する成果にも達せず、まだまだ事業費・人件費の削減余地がある。 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民の負担は適正と認める。 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の検討の余地がある。	3								
評価	一次判定 (所属長)	妥当性	目的の妥当性	5 4 3 2 1 施策の目的を果たすために必要不可欠な事業である。 概ね、施策の目的に沿った事業である。	4	合計点が 14~15 : S 10~13 : A 8~9 : B 5~7 : C 3~4 : D	A	事業の方向性	■ 事業継続と判断する。 <input type="checkbox"/> 事業縮小と判断する <input type="checkbox"/> 事業廃止と判断する (判断の理由) 自殺対策計画は、自殺対策基本法に基づき策定が義務付けられており、目標数値の達成に向けて事業を継続していく必要がある。		